

一般財団法人徳山地区漁業振興基金の平成29事業年度の事業の計画に
関する書類の提出について

一般財団法人徳山地区漁業振興基金の平成29事業年度の事業の計画を説明する書類を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項の規定により、別紙のとおり市議会に提出する。

平成29年5月29日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎